

岐阜県税条例の一部を改正する条例について

岐阜県税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十年九月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第五項中「第二条の二第七項」を「第二条の二第八項」に改める。

第一百一条第一項中「の各号」を削り、「上欄の」を「上欄に掲げる」に、「下欄に定める額の二分の一」を、「同表の下欄に掲げる額に二分の一を乗じて得た額」に改め、同項第一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に、「国体」というを「同じ」に改め、同項第二号及び同条第二項中「国体」を「国民スポーツ大会」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に改める。

附則第十二条の二の二第二項第一号イ(2)及び第十三条第三項第四号中「第八十条第一号イ」を「第四百七十七条第一号イ」に、「第七十八条第一項」を「第四百五十五条第一項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一百一条の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日
- 二 附則第十二条の二の二第二項第一号イ(2)及び第十三条第三項第四号の改正規定 公布の日
又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の施行の日のいずれか遅い日
- 三 第二十七条第五項の改正規定 平成三十一年一月一日
- 四 第一百一条第一項第一号及び第二号並びに第二項の改正規定 平成三十五年一月一日

提 案 説 明

スポーツ基本法等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする

